

川島町立小学校
いじめ重大事態に関する
調査報告書

(公表版)

川島町いじめ問題対策委員会

1. 重大事態調査の位置づけ

(1) 種別

いじめ防止対策推進法（以下「法」という）第28条第1項第1号及び2号

(2) いじめ認知日

令和5年4月20日(木)

(3) 重大事態認定日

令和5年6月19日(月)

(4) 地方公共団体の長等への報告日

令和5年6月19日(月)

2. 調査の目的、調査組織の構成

(1) 調査の目的

いじめにより、対象児童が重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処及び再発防止策を提言することを目的とする。

(2) 調査期間

令和5年12月28日(木)から令和7年11月11日(火)

(3) 調査組織の構成

川島町いじめ防止対策推進条例第 12 条に則り、調査の主体は、(いじめの経緯や保護者の訴え等を踏まえ)川島町教育委員会(以下「教育委員会」とした。また、同条例に則り、「川島町いじめ問題対策委員会」(以下「対策委員会」)で調査を行うための組織とした。

① 川島町いじめ問題対策委員会

委員会については、川島町いじめ防止対策推進条例において、以下のように定められている。

第 12 条 基本方針に基づく町におけるいじめの防止等のための対策を実行的に行うため、いじめ防止対策推進法(以下、法)第 14 条第 3 項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、川島町いじめ問題対策委員会(以下「対策委員会」という)を置く。

2 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について、調査審議し、答申する。

3 対策委員会は、いじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べることができる。

4 対策委員会は、学校において法第 28 条第 1 項に規定する重大事態(以下「重大事態」という。)が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査(以下「法第

28条調査」という。)を行い、その結果を教育委員会に報告するものとする。

5 対策委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等のうちから、教育委員会が任命する委員5人以内をもって組織する。

6 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前2項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

② 川島町いじめ問題対策委員会委員

委員長	弁護士
副委員長	公認心理師 臨床心理士
委員	社会福祉士

※調査に必要な専門性を確保し、第三者性・中立性を担保するために、条例に基づき関係分野の専門家を選任し、委員会としての構成を整えた。

3. 当該事案の概要

(1) 基礎情報(令和5年度)

① 対象児童

(学校名) 川島町立小学校(以下「当該校」という)

(氏名) A

② 関係児童

(学校名) 川島町立小学校(以下「当該校」という)

(氏名) B

(2) 当該事案の概要

本事案は、児童に対するいじめの疑いを対象としている。

令和5年4月20日(木)に当該校内でAがBから受けた暴力行為について、いじめの疑いがあり、その後、Aは登校できない状態が30日間以上続いた。A保護者は、当該校の校長に対して、重大事態として扱うよう要望した。

上記の申し入れに基づき、報告を受けた教育委員会は、令和5年6月20日に、いじめ重大事態に関する国への報告として「いじめ重大事態の発生に関する報告について(様式1)」を文部科学省に提出した。その後、令和5年12月28日に第三者によるいじめ問題対策委員会を設置し、調査を開始した。

4. 調査の内容

(1) 調査方法

① 資料の収集・分析

- ・ 当該校におけるケース会議および経過記録
- ・ 保護者との連絡記録(Aの保護者、Bの保護者、保護者会記録等)
- ・ 当該校が実施したいじめアンケート
- ・ 当該校がAに対して行った支援計画および評価記録
- ・ 当該校がBに対して行った指導記録
- ・ 当該校から教育委員会へ提出した報告の記録
- ・ 教育委員会が提出した文部科学省宛の文書
- ・ Aの保護者から提供された記録

② 聴取

- ・ A 保護者
- ・ B 保護者
- ・ 当該校の令和5年度の校長
- ・ 当該校の令和5年度の教頭
- ・ 当該校の令和5年度の教務主任
- ・ 当該校の令和5年度の担任
- ・ 当該校の令和5年度の養護教諭
- ・ 教育委員会担当職員

③ A および B の行動観察

(2) 調査内容

時期	内容
令和5年12月28日	第1回いじめ問題対策委員会
令和6年 3月 6日	第2回いじめ問題対策委員会
令和6年 3月19日	聞き取り【当該校】 校長、教頭、教務主任、2年時担任、養護教諭
令和6年 4月 4日	聞き取り【A 保護者】 ※
令和6年 5月13日	聞き取り【B 保護者】 ※
令和6年 5月16日	第3回いじめ問題対策委員会
令和6年 6月 3日	聞き取り【A 保護者】
令和6年 6月10日	第4回いじめ問題対策委員会
令和6年 7月 8日	第5回いじめ問題対策委員会
令和6年 7月29日	第6回いじめ問題対策委員会
令和6年 9月25日	第7回いじめ問題対策委員会

令和6年 9月25日	行動観察 A、B
令和6年10月24日	第8回いじめ問題対策委員会
令和6年11月18日	第9回いじめ問題対策委員会・中間報告会
令和7年 8月20日	第10回いじめ問題対策委員会
令和7年 8月27日	面談【A 保護者】 ※
令和7年 9月 3日	面談【A 保護者】 ※
令和7年 9月17日	面談【A 保護者】 ※
令和7年 9月30日	第11回いじめ問題対策委員会
令和7年10月 2日	面談【A 保護者】
令和7年10月22日	面談【A 保護者】 ※
令和7年11月 5日	第12回いじめ問題対策委員会
令和7年11月 11日	面談【A 保護者】 ※
令和7年11月21日	第13回いじめ問題対策委員会
令和7年11月27日	最終報告会

※ いじめ問題対策委員の臨床心理士のみ対応

5. 当該事案の事実経過から認定しうる事実

本事案は、令和5年4月20日(木)、当該校において、BがAに対し肩部及び顔面部へ拳で打撃を加えたことを契機として発生したものである。当該行為は、法第2条第1項に規定する「一定の人的関係にある児童が行う行為であって、当該行為を受けた児童が心身の苦痛を感じているもの」に該当する。

医療機関では心理的外傷後ストレス反応に関連する所見が示され、PTSD(心的外傷後ストレス障害)の診断を受けている。これらは暴力体験に伴う恐怖反応と関連する症状であり、当該いじめ行為が A の心身の不調を惹起し、悪化させた可能性が高いと判断される。

A は同年5月11日から6月30日まで30日を超える連続欠席が確認されており、「いじめにより相当の期間欠席することを余儀なくされた」状況に該当する。また、PTSD の診断からは、「いじめにより心身に重大な被害が生じた疑い」が認められる。

以上を総合すると、本件はいじめ防止対策推進法第28条第1項第1号および第2号に定める重大事態に該当し、A の不登校および心理的外傷反応は、当該いじめ行為と、その後の当該校対応を含む一連の状況によって発生・継続したものと認められる。

6. 当該校および設置者の対応に関する検証

(1) 当該校の対応について

本事案における当該校の対応について、町条例、校内方針、国ガイドラインに基づき、初動対応、情報共有体制、支援方針の妥当性等を多面的に検証した。その結果、以下のような偏りおよび組織的課題が確認

された。

当該校の対応には以下の構造的課題が整理される。

1. 法的・制度的理解の不足
町条例および国ガイドラインに基づく「いじめ」の定義共有が不十分であった。
2. 情報共有と記録管理の不備
教職員間の連携体制が脆弱で、公式記録が限定的であった。
3. 児童理解と支援体制の不均衡
B・A 双方への支援が個別的で体系化されず、発達特性や心理的背景を踏まえた包括的支援に至らなかった。
4. 保護者対応における防衛的姿勢
共感的姿勢が欠け、信頼関係形成が困難であった。
5. 校内組織の機能不全と外部連携の不足
校内いじめ対策委員会が機能せず、教育委員会との連携も十分ではなかった。

当該校の対応には、学校内の意思決定体制や情報共有の課題が一定程度認められた。これらは学校単独の問題にとどまらず、設置者としての支援体制および監督機能とも関連するため、次に設置者(教育委員会)の対応について検証する。

(2)設置者(教育委員会)の対応について

本事案における教育委員会の対応には、以下の構造的課題が確認された。

1. 初動の遅れと情報収集体制の弱さ
保護者通報が先行し、早期介入の枠組みが十分に機能しなかった。
2. 重大事態判断および調査開始の遅延
方針に照らして迅速な着手が求められる状況であったが、対応に遅れが生じた。
3. 支援体制の受動性と当該校依存
教育委員会としての継続的助言・監督が限定的であった。
4. 保護者への説明・文書管理の不足
対応経過の明示や記録化が不十分で、信頼関係形成が困難となった。
5. 専門職連携・内部検証体制の未整備
心理職・福祉職との連携や内部の情報共有体制が体系化されていなかった。

当該校および設置者において明らかとなった課題に対し、教育行政上講ずべき改善措置を整理する必要がある。次章では、これらを踏まえた再発防止策を提言する。

7. 再発防止策の提言

① いじめの認知と理解に関する教職員の視点

町いじめの防止等のための基本的な指針では、「個々の行為がいじめにあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って判断することが必要である」と明示されている。

本事案では、令和5年4月21日の担任による聴取時に、B が暴力行為を認めて謝罪したものの、その時点で当該校が本件を「いじめ」として認識し、A の心理的苦痛を十分に把握するには至らなかった。

A は同日の聴取で「2年生になってから何度か殴られた」と訴えており、単発的なトラブルではなく、心理的被害の継続が示唆されていた。したがって、謝罪の有無にかかわらず、被害児童の心情に基づくいじめ認定と、心身のケアを伴う支援体制の構築が必要であったと考えられる。

教職員一人ひとりが、「被害の訴えがあった時点でいじめと仮定して対応する」基本姿勢を再確認し、児童の安全確保を最優先に行動する意識の徹底が求められる。

② 児童理解と信頼関係の構築

川島町の基本方針では、いじめにあった児童生徒の表情・様子を丁寧に観察し、客観的な事実と本人の感じ方を併せて確認することが求められている。

いじめの早期発見と心理的安全の確保には、日常的なコミュニケーションを通じて、児童が安心して気持ちを表現できる関係性を築くことが重要である。特に低学年段階では、担任との1対1の対話や、学級全体で互いを認め合う活動を日常的に取り入れることが有効である。

また、年度初めの引き継ぎ体制の質を高め、前年度担任からの児童理解や支援の工夫を体系的に共有することが求められる。児童の特性や配慮事項を記録化し、教員全体で共有することにより、連続した支援と予防的関与が可能となる。

信頼関係を基盤にした観察と対話を通じて、児童が「困ったときに助けを求められる」環境づくりを当該校全体で推進する必要がある。

③ 保護者との協働と心理的支援の強化

保護者は、自らの子どもの安全や成長に強い責任感と不安を抱えている。当該校は、そうした思いを受け止め、信頼関係を築くことが不可欠である。保護者からいじめに関する情報提供があった場合には、速やかに児童への聞き取りを実施し、その結果を説明責任をもって伝えるとともに、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、家庭支援を含む心理的サポートを行うことが望ましい。

また、いじめの発生の有無にかかわらず、職員会議や校内研修等を通して、教職員全体がいじめ防止基本方針を理解し、役割分担を明確にして対応できる体制を整備することが求められる。

校長はリーダーシップを発揮し、いじめ対策組織を活用して教員間の連携を促し、保護者が安心できる説明と対応を徹底することが重要である。

④ 児童の特性理解と合理的配慮に基づく組織的対応

児童の発達特性や情緒的傾向、学習上の課題を理解し、適切に支援することは、いじめの未然防止の基

盤である。特に、発達障害や感覚・情緒面の課題を有する児童に対しては、特性理解に基づく環境調整と合理的配慮を組織的に実践することが求められる。

当該校としては、教員研修を通じて発達特性への理解を深めるとともに、児童ごとの支援方針を共有できる「個別支援ファイル」等の仕組みを活用し、担任・副担任・関係教員・心理職が一体となった支援体制を構築することが望ましい。また、前年度からの引き継ぎ内容を明確化し、情報共有の継続性を確保することで、児童の安心感と信頼関係を早期に形成できるようにする。教室環境や席の配置、休息スペースなどの環境調整を通して、児童が安心できるような学べる場を整えるとともに、保護者と協働した柔軟な支援の実践を積み重ねることが重要である。

⑤ 当該校における組織的対応と文化の醸成

いじめの防止は、当該校教育全体の理念として共有される必要がある。児童に「いじめは決して許されない」という倫理観を根付かせるとともに、互いの存在を尊重する関係づくりを日常的に指導することが重要である。法第13条に基づき、当該校では「いじめの防止等のための基本的な方針」を策定し、「校内いじめ対策委員会」を年3回設置しているが、実効的運用のためには、会議に心理・福祉の専門家や教育委員会の支援チームを随時招集できる仕組みを整えることが望まれる。

また、定期的なアンケートや教育相談を通じて児童の声を拾い上げ、結果を基に個別面談・ケース会議を実施するなど、早期発見と迅速対応のサイクルを確立することが必要である。

⑥ 重大事態調査の在り方

法第28条の趣旨に基づき、重大事態発生時には当該校が速やかに教育委員会へ報告し、事実関係を客観的に把握する調査を行うことが求められる。ただし、当該校主体の調査で十分な結果が得られないと判断される場合や、教育活動への支障が想定される場合には、教育委員会が主導して第三者的立場から調査を行う必要がある。調査にあたっては、発生経緯、関係児童の関係性、背景要因、当該校対応の実際を網羅的に検証し、可能な限り迅速に事実を明確化することが重要である。

⑦ 教育委員会に求められるいじめ防止対策

川島町では、法第14条及び条例第11条に基づき、当該校・教育委員会・児童相談所などで構成される「いじめ問題対策協議会」を設置している。この協議会を年2回の定例開催にとどめず、深刻化の兆しがある場合には臨時的に開催し、早期対応を可能にする柔軟な運用が求められる。

本事案では、教育委員会による当該校への具体的な指導や助言が十分に機能せず、重大事態化を早期に防ぐ機会を逸した。今後は、各当該校の「いじめ防止基本方針」の点検・更新を教育委員会主導で行い、管理職を中心とした意識啓発と職員研修を体系的に実施することが必要である。

教育委員会は、いじめ防止対策推進法第13条の趣旨に則り、「いじめを許さない文化」を地域ぐるみで形成し、当該校の実態に応じた早期支援体制を整えるとともに、被害児童・保護者が安心して相談できる環境を整備する責務を負う。

総括

本事案からは、個々の教員の努力に対して、当該校組織および教育委員会の対応が後追いの・断片的であったという課題が浮き彫りとなった。

再発防止には、児童の声を起点とした迅速な対応と、当該校・家庭・地域・設置者が連携して心理的安全性を保障する仕組みの構築が不可欠である。教育現場におけるいじめ防止の実効性は、制度の有無ではなく、子どもの苦痛を「見逃さない文化」を組織全体で育むことにより担保される。そのために、日常的な観察・対話・記録・共有・検証の5つの営みを循環させることが、今後の最も重要な課題である。そして何よりも、被害児童の「声」とその家族の訴えを、記録と制度の双方に残し、教育現場の不断の改善に活かすことこそが、本事案から導かれる最大の教訓である。